



### 令和6年1月1日より適用！電子データ保存

電子取引データについて一定の要件で保存することが義務化された電子帳簿保存法について、「宥恕措置」が令和5年12月31日をもって廃止されるため、令和6年1月1日より電子取引についてデータの保存が必要となってきます。対応は済んでおりますでしょうか？負担軽減策である「緩和措置」や「猶予措置」もありますので自社の対応を再度検討していただければと思います。

＜保存が必要な取引等＞

紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)をPDF等のデータで授受した場となります。あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

- (1) インターネットバンキングを利用した振込等
- (2) 電子メールにより請求書や領収書等のデータを授受
- (3) ホームページからダウンロードした請求書や領収書等
- (4) ホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショット
- (5) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (6) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (7) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (8) ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用

＜電子帳簿保存法(電子データ保存) 令和5年度税制改正のまとめ＞

制度	適用時期	要件 概要	電子データの保存		検索要件	改ざん防止要件	書面での保存
			電子取引データの保存	電子取引データのダウンロードの求め(データのコピーを提供)に応じる	「日付・金額・取引先」で検索できる	・タイムスタンプ ・履歴が残るシステムでの授受・保存 ・改ざん防止のための事務処理規程	プリントアウトした書面の保存
本則	R4.1.1~	-	○	不要	○	○	不要
宥恕措置	R5.12.31まで	税務署長がやむをえない理由があると認める(事前申請不要)	不要	不要	不要	不要	○
猶予措置	R6.1.1~	税務署長が相当の理由があると認める(事前申請不要)	○	○	不要	不要	○
緩和措置		基準期間(2課税年度前)売上高5000万円以下	○	○	不要	○	不要
		提示又は提出の求めがあった場合に、整然とした形式及び明瞭な状態で、取引年月日などの日付と取引先ごとに整理された書面をプリントアウトできるようにしている	○	○	不要	○	○

### 労務・税務のミニセミナー開催

今月も以下の通りミニセミナーを開催いたしますのでご都合がございましたら是非ご参加ください。

- 日時：2023年11月17日(金) 13:30~15:30 (参加費：無料)
- 会場：信濃毎日新聞茅野ビル1F 柳澤会計研修室
- 内容：第1部「年末調整の基礎知識」  
第2部「労務トラブル回避のための就業規則見直しセミナー」

## — 法人版事業承継税制 —

### 事業承継税制創設の背景？

事業承継税制が創設された背景は後継者の税負担が大きいという部分が大きく影響しています。後継者が先代経営者の株式を、相続又は贈与により取得する場合、相続税又は贈与税が課税される可能性があります。創業されてから何十年も経過している法人の場合、資産や利益が積み重なり、知らず知らずのうちに会社の株式の価値が上がり、いざ後継者に引き渡すというときに想定外の相続税や贈与税を負担しなければならぬということもあります。

受け継いだ資産が現金であれば、その現金で税金を支払うことができます。ただ、非上場の会社の株式の場合、第三者に譲渡することが難しく、換金性も低いいため納税資金の準備が大変となります。

納税資金の工面に関する苦勞が重すぎることで後継者が見つからず、廃業となってしまえば、雇用が失われてしまいます。事業承継に伴う贈与税や相続税の納税負担を軽減させ、中小企業のスムーズで継続的な経営を支援すべく設けられたのが、事業承継税制となります。



### 法人版事業承継税制とは？

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

納税が猶予されていた税金について、一定の要件を満たさなくなった場合には、猶予されていた税金を納める必要がありますので注意が必要になります。

### 法人版事業承継税制の種類

この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度が設けられています。「特例措置」の方が、猶予される税額の割合が高いなど、「一般措置」よりも有利な取り扱いとなっています。

ただし、特例措置を適用する場合、**令和6年3月31日まで**に、都道府県庁へ提出する必要がありますので注意が必要です。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 平成30年4月1日から <b>令和6年3月31日まで</b>	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100%、相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要

※上記の他にも注意すべき点がありますので、制度の適用をご検討の際には専門家にご相談ください。  
(坂本憲彦)

### Q 法人に必要な保険は？

#### 1. 法人に保険はなぜ必要？

会社の経営者は、多くの責任を抱えています。

特に中小企業は経営者が万が一の事態になった時の経営リスクはかなり大きく、最悪、倒産してしまうという事態にもなりかねません。また事業を継続していくためには、経営者が健康であるということが何よりも一番大切です。しかし、万が一の事態の備えとして、後継者の育成や事業承継、経営者が万が一死亡しても、会社が存続できるだけの事業承継資金が必要不可欠です。そのリスク等に備えるために「保険」を利用します。

#### 2. 保険で備える法人のリスク

##### ① 経営者の万が一に備える。

経営者の病気による長期離脱や死亡などの事態が発生すると、資金繰りをしていた経営者が不在になることで資金調達が難しくなる場合があります、備えが必要です。

##### ② 退職金に備える

勤続年数の長い従業員や役員の退職金は、高額になることが多く、支払時に一時に多額の費用負担が発生し、経営を圧迫しかねません。その負担を保険を使って、分散し、一部を損金にしながら貯蓄することができます。また、貯蓄型の保険は、資金繰りが厳しい時などに解約することで、現金を得ることができ、経営のピンチに備えることにもなります。



### Q 取引先の倒産に備える経営セーフティ共済とは？

#### 1. 倒産防止共済とは？

経営セーフティ共済とは、取引先の倒産によって連鎖的に中小企業が倒産または経営難に陥らないようにする共済制度で、中小企業倒産防止共済とも呼ばれます。

#### 2. 倒産防止共済のポイント

##### ① 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうです。

##### ② 取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

##### ③ 掛金の税制優遇で高い節税効果

掛金月額額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。

また、掛金を全額損金に算入できます。

##### ④ 解約手当金が受けとれる

共済契約を解約した場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約でも、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります。



# 令和5年分 年末調整のお知らせ

年末調整は、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与総額に係る年税額とを比べ、その過不足額を精算する手続きです。令和5年分の年末調整の手順等については昨年と同様で、大きな改正事項はありません。

## ■年末調整による源泉所得税の納付期限

納期特例の承認を受けていない…令和6年1月10日(水)

納期特例の承認を受けている…令和6年1月22日(月)

## ■給与の支払者へ提出する申告書

3種類の申告書を年末調整時に給与の支払者に提出することになっています。

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (扶)

給与所得者の保険料控除申告書 (保)

給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (基・配・所)

## ■令和5年分年末調整について

### ・税務署からの案内

先日税務署より年末調整関係用紙等が送付されました。「令和5年分 年末調整についてのお知らせ」というリーフレットが同封されており、国税庁ホームページや年末調整手続の概要が記載されています。国税庁ホームページには「年末調整がよくわかるページ(令和5年分)」が開設されており、詳細な資料を見ることができます。

### ・年末調整計算シート(Excel)の提供

昨年同様、Excelの年末調整の計算シートが提供されました。各種控除額等の計算、所得税額の計算等ができます。解説に従ってシートへ入力すれば所得税額が計算される仕組みになっています。

### ・令和5年分年末調整の主な改正事項

扶養控除の対象となる非居住者の適用範囲が改正されました。

扶養控除等申告書の住民税に関する事項に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄が新設されました。

(北原隆幸)

## 職員コラム

## ～SBT～

小林早希

SBT(スーパーブレイントレーニング)と聞いて、「何?」と思う方が多いと思います。

今年107年ぶりに高校野球で優勝した、慶応義塾高校がSBTを取り入れていたことで少し話題になりました。メンタルトレーニングとは【発揮能力を高めるトレーニング】、ブレイントレーニングとは【脳トレ】で、その2つを合わせたものが、SBTになります。私は、最近このSBTに興味があり、3回講演会に参加してきました。では、具体的にどんなことをすればいいのか。

5つの最強習慣を身につけることができれば、最強のメンタルになれるそうです。1つ目は、言葉です。よく言葉通りの人生になるといいますが、プラス言葉を使うだけで、人はプラスになっていきます。2つ目は、表情です。うまくいったから笑顔になるのではなく、笑顔でいるからうまくいくんです。そのぐらい笑顔にはプラスのパワーがあります。3つ目は動作です。ゴミ拾いや整理整頓するだけで、心が磨かれていきます。

4つ目は、イメージです。人はイメージしたことは、実現できるといわれています。スティーブ・ジョブズの「手のひらで世界を変えてみせる」は有名な言葉ですが、イメージしたことが本当に実現しています。最後は、感謝です。日頃起きていることを、当たり前だと思わないで心から感謝すること。「ありがとう」の言葉は、最大のプラス言葉です。この5つを全部実践するというのは、急には難しいかもしれませんが、仕事の同僚や家族や友人に対して自分から行動することで、考え方がプラスになったり、ワクワクした毎日が送れたらいいなと思います。